

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月9日

岩手県人事委員会

委員長 及川卓美

岩手県人事委員会規則第4号

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

岩手県人事委員会事務局組織に関する規則(昭和40年岩手県人事委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職及び職務)</p> <p>第4条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する吏員(以下「吏員」という。)に相当する職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p>[略]</p> <p>2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、<u>吏員に相当する職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p>[略]</p> <p>3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、<u>吏員に相当する職員をもって充て、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</u></p> <p>[略]</p>	<p>(職及び職務)</p> <p>第4条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>[略]</p> <p>3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <p>[略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。